

離婚による戸籍の変動について

離婚をすると、原則として、婚姻で氏が変わった者は婚姻直前の氏に戻り、婚姻直前の戸籍に復籍しますが、意思表示をすれば、婚姻前の氏で新戸籍を編製したり、離婚しても離婚の際の氏をそのまま名乗って新戸籍を編製することもできます。（ただし、民法上の氏は「婚姻前の氏」に戻ります。）

下記は、離婚届の「婚姻前の氏にもどる者の本籍」欄の記載例です。この欄の記入により、離婚後の氏や戸籍が変動しますので、記入の際はご注意ください。

例① 夫の氏で婚姻した者が、婚姻直前の氏（旧姓）に戻り、婚姻直前の戸籍に戻る場合

婚姻前の氏に	<input type="checkbox"/> 夫	は	<input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる
	<input checked="" type="checkbox"/> 妻		<input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
もどる者の本籍	群馬県 桐生市 広沢町 ○丁目 45 番地 6		(よみかた) 筆頭者の氏名 おりひめ たけし 織姫 武史

婚姻直前の戸籍の本籍・筆頭者を記入してください。※注 1

例② 夫の氏で婚姻した者が、婚姻直前の氏（旧姓）に戻り、新戸籍をつくる場合

婚姻前の氏に	<input type="checkbox"/> 夫	は	<input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる
	<input checked="" type="checkbox"/> 妻		<input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
もどる者の本籍	群馬県 桐生市 相生町 ○丁目 12 番地 3		(よみかた) 筆頭者の氏名 おりひめ はるな 織姫 春奈

本籍は、離婚後「本籍（戸籍）をおきたい番地」を記入してください。
筆頭者の氏名は「婚姻直前の氏（旧姓）と自己の名」を記入してください。※注 2

例③ 夫の氏で婚姻した者が、離婚の際の氏をそのまま名乗る（婚姻中の氏を名乗る）場合

婚姻前の氏に	<input type="checkbox"/> 夫	は	<input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる
	<input checked="" type="checkbox"/> 妻		
もどる者の本籍	この欄は記入しません。		(よみかた) 筆頭者の氏名

「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法 77 条の 2 の届）」を、離婚届と同時に届出するため、この欄の記入は不要ですが、その他欄に「戸籍法 77 条の 2 の届を同時届出」と記入してください。※注 3

省	略
その他	戸籍法 77 条の 2 の届を同時届出

- ※注 1 婚姻直前のもとの戸籍が全員除籍している場合は、戻る戸籍がないため、例②のとおり、自己が筆頭者になり、旧姓で新しい戸籍をつくることになります。
- ※注 2 婚姻直前のもとの戸籍に戻ることが可能だが、自分の意思で自己を筆頭者とした新しい戸籍をつけた場合は、その後に、もとの戸籍に戻ることはできません。
- ※注 3 離婚届と同時に「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法 77 条の 2 の届）」の届出をした場合は、離婚後も婚姻中の氏を名乗ることができます。（婚姻直前と婚姻中の氏が同じ場合は、この届出は不要ですが、例①②のどちらかの記入が必要です。）

また、一度婚姻前の氏（旧姓）に戻った場合、離婚の日から 3 か月以内であれば、上記の届出をすれば婚姻中の氏を名乗ることができます。

なお、上記届出により婚姻中の氏をそのまま名乗った場合、のちに婚姻前の氏（旧姓）に戻りたいときは、家庭裁判所の許可が必要となります。